

会 議 録

会議の名称	第8回小金井市保育計画策定委員会	
事務局	子ども家庭部保育課	
開催日時	令和元年10月10日（木） 19時10分から21時10分まで	
開催場所	小金井市前原暫定集会施設1階A会議室	
出席者	委員	米原 立将 委員長 八下田 友恵 委員 長汐 道枝 副委員長 大越 郁子 委員 福元 真由美 委員 長澤 麻紀 委員 茂森 俊介 委員 飯塚 絵美 委員 南雲 明野 委員 井戸下 望 委員 真木 千壽子 委員 竹澤 千穂 委員 吉岡 博之 委員
	事務局	子ども家庭部長 大澤 秀典 くりのみ保育園園長 前島 美和 保育政策担当課長 平岡 良一 わかたけ保育園園長 杉山 久子 保育課長 三浦 真 小金井保育園園長 小方 久美 保育課 松本 俊介 さくら保育園園長 柴田 桂子 けやき保育園園長 池田 由美子
欠席者		
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	8人	
会議次第	1 開会 2 議題 (1)会議録の確定 (2)「保育の質のガイドラインについての検討・競技」について (3)その他	
発言内容・ 発言者名（主な 発言要旨）	別紙のとおり	
提出資料	次第 資料28 保育所の質ガイドライン目次比較表 資料29 小金井市保育の質のガイドライン目次（案）	
その他		

第8回小金井市保育計画策定委員会会議 会議録

令和元年10月10日

- 米原委員長　それではただいまから第8回小金井市保育計画策定委員会の会議を開催致します。議題に沿って始めさせていただきます。
- はじめに、議題(1)「前回会議録の確定について」を行います。
- 資料が出ていますので、事務局より説明をお願いします。
- 保育政策担当課長　前回会議録について、事前に委員より修正の連絡をいただいております。修正箇所が1箇所のみだったため、議事録より修正のあったページのみ抜粋した資料をご用意し、皆様のお手元にお配りしております。修正箇所は資料中、下線をひいている部分です。前回会議録の修正について、事務局からは以上です。
- 米原委員長　修正を反映した形で会議録の確定とさせていただければと思いますがよろしいでしょうか？
- ご異議がありませんでしたので、前回会議録については下線が引かれた修正内容を反映した形で確定とさせていただきます。
- 次に議事の「保育の質のガイドラインについての検討・協議」についてを議題といたします。こちらについてはまず事務局より用意いただいた資料があります。事務局より説明をお願い致します。
- 保育政策担当課長　事務局よりご説明申し上げます。
- 今回は「保育の質のガイドラインについての検討・協議」となっておりますが、具体的なガイドラインの中身に入る前段として、ガイドラインに盛り込むべき要素についてご協議いただきたいと思いますと考えております。今回事務局にてご用意いたしました資料28ですが、表の一番左、保育所保育指針の目次項目と、先行してガイドラインを作成している4自治体のガイドラインの目次項目とを比較し、また小金井市の質のガイドラインの目次項目の案をたたき台として一表にまとめたものです。
- まずはこちらのたたき台について、保育指針や他市ガイドラインを参照いただきながら、他に盛り込むべき項目が無いか、または逆に盛り込む必要はないのではないかなどご協議いただきたいと思いますと考えております。
- また、もう一つご用意させていただきました資料29については、ガイドラインの目次案部分を抜粋したものです。
- こちらには、前回まで、「小金井の保育の目指すもの・大切にしたいこと」としてご協議いただいていた前文・理念・基本目標のうち、基本目標部分について、第三章「目指すもの・大切にしたいこと」ではなく第四章または第五章に盛り込んでいくというご提案を事務局よりさせていただいたことから、前回までご議論いただいていたそのままの形で目次の中に組み込み、記載をさせていただいております。
- 本日は、こちらの基本目標について、ガイドラインの中での記載箇所や具体的

な内容についても併せてご協議いただきたいと考えております。

説明については以上です。

○米原委員長 事務局から説明がありました。

保育指針や他自治体のガイドラインの目次項目を参考とした小金井市の保育の質のガイドラインの目次項目について、また、基本目標について協議を進めるための資料として資料28と資料29をご用意いただきました。

それでは、まずはガイドラインの目次項目について皆様からご意見をいただき、次に、基本目標についてご協議いただきたいと思います。

まずは目次についてご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○福元委員 質問です。質のガイドライン目次比較表の一番右側の小金井市（たたき台）の項目の文言と、資料29の4、目指す保育・大切にしたい保育の実践が、いくらか違っているところがありまして、例えば保育の内容で「乳児保育に関わるねらい及び内容」と書いてあるのが、資料29で「乳児保育」となっておりまして、そういったものがいくつか見られますので、どちらを議論すればよろしいでしょうか？

○保育政策担当課長 大変申し訳ございません。差異が生じてしまいました。大変恐縮ですが資料29に記載の項目の方を読み替えていただきながらご覧いただければと思います。

○米原委員長 資料29を案としてご協議いただきたいと思います。

○井戸下委員 資料29の4目指す保育・大切にしたい保育の実践（2）健康及び安全の中に、③配慮を必要とする子どもの支援とありますが、その配慮を必要とする内容がどういうものか、なんとなく安全の中にこれが入っているのが疑問があるのですが。（1）の保育の内容の中に盛り込めばいい内容であれば、そちらに入れた方が自然なのかなという気がします。

○保育政策担当課長 事務局の方で想定している項目の意図だけ先に説明させていただきます。資料28の中に「配慮を必要とする子どもの支援」があります。具体的に申し上げますと、以前障がい児保育と言われていた部分にあたります。趣旨としてはそういう趣旨になりますので、位置についてのご協議は皆様の方でお願い致します。

○井戸下委員 障がいのあるお子さんの保育についてということが主な内容なのであれば、やはりそれは（1）保育の内容に入れるべきではないかと思えます。例えばアレルギーの対応であるとかでしたら食育の推進の内容かなとも思いますが、健康及び安全の中にそれが入っているというのが…。

○竹澤委員 私も井戸下さんの案に賛成です。やはり入れるとしたら（1）に入れたらいいのかなと思えます。小金井市立保育園の保育内容というところで、市の保育園で作ったガイドラインのようなものをいただいているのですが、そこには支援が必要などというふうな文言が使われているのですが、介助を必要とする、というのと支援も必要な…そうすると支援が最後に重なってしまうので、支援が必要な子の保育ということで小金井市の方は書いてあるのですが、今、障がい児というお話を市

から説明いただきましたが、どちらかというと障がい児及び発達障害のようなお子さんはここで配慮する必要があるお子さんとして対象となっているのかなと思うのですが、その文言も少し検討してもいいのかなというふうに思いました。

○南雲委員 配慮を必要とするお子さんというのは障がい児に限らないと思います。虐待を受けているお子さん、あとは養育困難なご家庭のお子さん、お父様・お母様がご病気だとか、そういうお子さんもお預かりしたことがございますので、そういうお子さんも含めた障がい児、広い意味での障がいのお子さんもいるだろうなと思って聞いていたのですがいかがでしょうか。

○米原委員長 事務局の案としては、いわゆる障がいを持っている、認定は受けてないけれどもというお子さんを想定しているのですが、今の保育園では様々な配慮が必要な子どももしくは家庭が想定されるのではないかという事だと思います。付け加えれば外国籍、外国にルーツを持つ子ども、ということも考えた方がいいなと思いますがいかがでしょうか。それを（２）健康及び安全に入れるというのがやはり範囲が狭いというふうに、皆さんがお感じのようですので、ご提案の通り（１）保育の内容に、①～③は年齢で区切っているという所というよりは、全般的な配慮事項ということで、たまたま、資料２８で留意すべき事項というのがありますが、どういう表現にするかは別としても、そういった項目を包み込むような項目を（１）に入れる、もしくは最初に入れるでもいいですけれども、そういう事で考えていくというのはいかがでしょう？

はい、ということできましよう。他はいかがでしょうか。③を抜いて、その内容はとても大事な事ですので、それを（１）保育内容の総論的なものか、留意すべき事項のところに入るのか、それは全体の流れの中で考えていただければと思います。

アレルギーに関しても、それは健康及び安全で、もしくは食育の中でもありますので、細かいものに関しては、ここでアレルギーという言葉は出ていないので。もちろん大事な点ですので、配慮していきたいと思います。

○長汐委員 今のご意見をまとめますと、（２）の配慮を必要とする子どもの支援というのを、（１）の保育の内容の方に変えるということによろしいですね。

○米原委員長 そういうふうにご同意いただいたところです。

○竹澤委員 ５保育の質の維持向上（４）に、ガイドラインの活用方法が、ガイドラインの一番下に入っているのですが、流山市はガイドラインの位置づけもすぐ入ってきているのですが、やはりどういうふうにガイドラインを活用するのかということによってガイドラインの中身が変わってくると思うので、ガイドラインの活用方法をガイドラインの位置づけの所に持ってきた方がいいのではないかと思います。

○米原委員長 ガイドラインの位置づけの所に活用方法を入れていけるとは思います。５の一番下の活用方法は、確かに表現がはっきりしないなと思っていたのですが、これをどのように活用しているのかということをチェックリストに載せているというのは、チェックリストで確認するというのは項目としてはあっていいものかな

と。大項目として載せるのかというのは、いかがでしょうか。

○竹澤委員 今委員長がご説明下さったのは、5の(4)のガイドラインの活用方法の中身というのは、各園とか保育施設で、このガイドラインをチェックリストの項目で保護者会の説明の時に使っているとか、あとは職員の研修の時に使っているというようなそういう項目をここで想定しているということでしょうか。

○米原委員長 はい、そういう想定が考えられるということです。

○竹澤委員 分かりました。上に入れた方がいいと考えたのは、今、市としてガイドラインをどのように活用していくかということなのかなというふうに、(4)はそういうふうに捉えたので、市がガイドラインをどういうふうに活用していくかということが一番下というのは何となくちょっとぼけてしまうのかなと思ったので、市としてのガイドラインの活用方法は、ガイドラインの位置づけの中に入れ込むということでしょうか。

○米原委員長 そうですね、ご提案ですね。

○竹澤委員 それでしたら各園、各保育施設が活用する方法として(4)にあるというのは、それは理解できました。

○八下田委員 基本目標の枠内のところで、前に基本目標の議論になった時に、福元委員がここに「保育の質」というのをカッコで入れた方がいいんじゃないかというご発言があったような気がして、保育の質ということが大事で、そのためのガイドラインではなくて基本目標に入れたらいいのではないかというご提案があって、すごくいいなと思った記憶があるのですが。子どもの育ち、保護者・保育者への関わり、地域環境に並んで、保育の質ということを入れたらいいのではないかと思います。

○米原委員長 確かにその議論についてありましたが、この基本目標の項目はまた別箇に考えていくということで、先に目次というか構成についてよろしいでしょうか？今の八下田さんからのご発言は後できちんと深めていきたいと思えます。

○長澤委員 基本目標が上にあり、目指す保育・大切にしたい保育の実践という方は立てた目標を実践にうつすということで、より具体的に目標の内容を落とし込むのかなと思っているのですが、であれば、ものすごく分かりやすく目標の項目の順番にそれを具体化する実践の内容の項目を付けていったほうが分かりやすいと思うのですが、他の市の構成を見れていないのですが、子どもの育ちの目標に対して実践するのは(1)保育の内容ということで、【保護者・保育者・園のかかわり】目標に対して実践するのが(2)になるのか、【地域・環境】の目標に対して実践するのが(3)になるのか、順番が合わない気がして、目標を立てたらそれを今度は実践する項目がある方が、計画に対して実践ができていくかどうか、この後どのようにチェックしていくかは議論していくかと思いますが、チェックの仕方、見易さが変わってくると思うので、なのでその構成の仕方は目標があるのであればその順番にした方が見やすいのではないのでしょうか。

○米原委員長 事務局側の提案としては、基本目標は必ず下の項目に対応しているものではなく、全体的なものである。各項目それぞれ関わってきているものであるという意

識で書かせていただいているので、例えば表現の仕方、きちんとそれを示してないから対応しているかなと思ったら対応していない、というふうに混乱というか迷う点もありますので、それを書いていってもいいのかなというふうには思いますが、いかがでしょうか。事務局の提案としては、例えば子どもの育ちというふうに、多分ここで保育の内容や健康・安全等々もそうですが、子育て支援も結果的には子どもの育ちに関わってくるものであるということで、はっきりと対応はしていないのですが、皆さんいかがでしょうか。そういう対応していないような形での提案なのですが、他にはいかがでしょうか。

○保育政策担当課長 今回の目次順の状況ですが、保育指針をベースに順番を作らせていただいたという状況がございます。それにつきましては、特段ヒアリングを行ったわけではないのですが、実際お使いいただく保育者の方がやはり保育指針の順の方が使いやすいのではないかという視点が一つございました。また、目標につきましては本来であれば今ご発言いただいているような趣旨で流れていくのが本来かと思いますが、委員長から言っていただきました通り、エッセンスがあつていれば、誠に事務局の勝手な意見でございますが、項目順に目標の順を入れ替えるという方法もあるのではないかという思いもございました。そのような構成を案として作らせていただきました。

○米原委員長 いかようにでも考えていけるかと思いますが、実際にこれを活用される保育現場の先生方からご意見いただきたいと思います。

○茂森委員 目次を見て、確かに見慣れた順番、授業とか保育の勉強をする時もこのような順番で勉強してきました、だいたい、子育て支援はこのへんにあるなど、頭の中で知っていて、いつも保育指針も目次を見ると、見慣れている目次になっています。

○南雲委員 保育指針の順番と言いますか目次はゆるがないものなので、それを4、5からの基本目標、小金井の保育の基本目標という形でいいのかなと思います。

○真木委員 私たちは穴があくほど、保育所保育指針を読むのですが、同じ項目が並んでいるなどと思って見っていますが、皆さんのご意見を伺っていて、そういう事も考えられるかなと思います。目次をこだわるよりも、保育所保育指針もそうですし、子どもの保育というのは色々なものが重複するんです。だからここにこれがという、決められない部分であると思うんです。なので、事務局の方が保育所保育指針を重視するという気持ちも分かるし、皆さんの気持ちも分かるし、どっちでもいいかなと思いつつ、でもやっぱりガイドラインはきちんと決めなければいけないので、良い意見を優先していきたいと思います。私は順番は特に問題ないかと思います。

○米原委員長 基本目標の並び方等は次にしまして、まずこの項目立てについて一定合意していければかなと思いますがいかがでしょうか。

○福元委員 保育の内容についてです。5の題目についてです。保育の資の維持向上。おそらく保育の質というのが4、5全体を通してだと思っておりますが、保育所の資質でしょうか？

○保育政策担当課長 資質ではなく、保育の質の維持・向上、と記載したいところを、「質」ではなく入力してしまったというミスです。案としては「保育の質の維持向上」とご覧下さい。

○大越委員 5の(3)の保育の質向上のためのそれぞれの役割というのは、具体的にどういっているのをイメージしているのか教えて下さい。

○保育政策担当課長 基本目標のくくりの中で、基本的にガイドラインは保育者が使うという想定で、事務局でお願いしているところですが、この他には保育者の他に保護者、地域環境なども出てまいりますので、そういった視点での記載については、こちらに入れていくべきものと考えております。

もう一つ視点がありまして、行政の役割というお話も議論の中であったと思いますので、そういったものもこの中には入ってくるかなと思います。

○米原委員長 基本、保育者側からしたら行政との連携のことになるのかなと思いますけれども。

○井戸下委員 今の、保育の質の維持向上の中の、保育の質向上のためのそれぞれの役割のところ、今事務局からお話があったように、保護者・保育者・地域に加えて行政もということであれば、資料29の内容というのは、全体の中で4章にあたる部分ということですよ。保育の現場にいる保育者の方が使うということを中心に考えているのであれば、それぞれの役割がここに入っているよりは、この後に来る5章の、今後の小金井市の保育の施策の方向性に入っている方がじっくりくるかなという気はします。

○米原委員長 それぞれの役割という書き方にしているので、これは改善した方がいいなと思うのですが、例えば地域との連携、という書きぶりにすると、保育者等がどのように連携しているのかという項目になるのかなと思いますので、そういう内容で考えたいと思いますが、いかがでしょうか。実際行政がどうするかというのはおっしゃる通りに今後の施策の方向性で明らかにすることです。それぞれの役割というと、地域の役割、行政の役割とイメージしてしまうので、項目の書きぶりを、「地域等との連携など」に変えていきたいと思います。しっかりした言い回しが今出てきませんので、その方向性で進めたいと思います。

○長澤委員 世田谷の保育の質のガイドラインを見ると、保育の質の向上のためにそれぞれ求められる事のページとか、これまでの区の実践が書いてあるページが入っているのですが、それを(3)に入れるのかなと思ったのですが、そういうポジションのものを。今のお話だとまるまる外に出すということでしょうか。

○保育政策担当課長 長澤委員がおっしゃった通り、世田谷には言い回しが違いますが今言っていた部分がございます。こちらとしては「それぞれの役割」という言い方をしていますが、それぞれに求められること、ということで、世田谷区のガイドライン、第一回の時にお渡しした資料で、事務局の配布した資料の4をめくっていただきますと、11ページ、こちらのイメージというようにご説明すればよかったのですがすみません。おっしゃる通りです。

もう一度一から言いますと、資料29の5の(3)保育の質向上のためのそれ

ぞれの役割、項目については、事務局としてイメージしたのは世田谷区のガイドライン11ページにある、「保育の質の向上のためそれぞれに求められること」と記載があり、事業者、保育所職員、保護者・地域、世田谷区に求められる事というのが一表になっておりまして、そういう視点で記載をさせていただいたのがこちらの項目となります。

○米原委員長 確認ですが、そうすると、世田谷区では11ページだけはチェックの四角がついていないわけなんですよ。保育園や保育者が使うべきものではないから。そういったものをこの項目に入れ込むというのが、原案だったわけですね。すみません、私も勘違いをしておりました。ただ、これまでの話の流れとしては、このガイドラインを誰が中心として使うかという事においては、保育者・保育園側であろうということでしたので、ここの部分だけそれとは違っていると、そういう使い方を想定しているという事ですがいかがでしょうか。

○吉岡委員 今回の議論の中でやはり使うのは支援者側と思うのですが、そうすると4と5の主題というか、目指す保育・大切にしたい保育の実践となっていますが、何となく支援者よりではない、そんな文言かなと思って。例えば、大切にしたい保育に必要なこと、という文言に直すと、以下の(3)までがそういうことに対して必要ではないかなということが、そういうことが身近に感じられるので、5番も保育の質の向上に必要な事、ということで今お話にあったような、当然この内容も含まれるんだよという、広がりを持って、近い感じになるのかなと、お話を聞きながら思いました。

○米原委員長 項目名と保育に必要な事、維持向上に必要なことというふうに変えると、理解しやすい、伝わりやすいのではないかということでした。

○飯塚委員 前回の会議の時に4章は主に保育者が使うものとしてのガイドライン、5章は市が今後目指していく指針としてのものということで確定の同意を得られたと思うのですが、それにしたがって考えると、世田谷のガイドラインに、事業者、保育施設職員、保護者、地域、世田谷区それぞれに求められることと、行政に求められることというのは5章に入れていくものかなと、こちらがじっくりくらし、保護者が求められることというのは、ここに書いていることはまさにその通りだなと思うのですが、保護者が例えば子どものための保育や保育の専門性を理解する事が求められます。そのために保育者はこういった関わりに努めます。という、基本的に視点は保育者の視点から考えたものという方がじっくりくらしと印象を受けました。

○竹澤委員 今言ったださったのとまるっきり同じで、事務局の方は最初世田谷の11ページを想定して項目を入れて下さったということなのですが、井戸下さんも飯塚さんもおっしゃったように、11ページにある世田谷区の役割にあたる、小金井市の役割をやはり5章に入れて、あとは保護者の役割というものもここではガイドラインというのは保育施設側のガイドラインなので、そこでは保護者の理解を得るために、保育施設の方は保護者にガイドラインの共有、あるいは説明等を働きかけて理解を求めるようにするというような言い方で、保護者の役割ということ

で、保護者が主語になるようなことは書かない方がいいのではないかと思います。

○八下田委員　私はそれぞれの役割があるんだよというのを、保育者が知って、じゃあ私たちは何ができるかなと考えるためにあって全くおかしくないと思って、それぞれの求められる役割を知って、じゃあ私たちは何が出来るかという、支援者のためのテキストだなと思っているので、ここにある意味もあるのではないかなと思ったのですが、世田谷区の、IVとなっているので、ここから出ているような章立てにはなっている、小金井は組み込んでしまっている、もう少し章立てが違う形になっているには感じますが、4章にあってもおかしくはないかなと思います。

○米原委員長　大きい項目5（3）について、当然必要ではあるけれども、このガイドラインの使い方からすると、保育園だとか保育者が使いやすいように、確認しやすいような項目立ての方がいいのではないかなということですが、そういった理解をしています、いかがでしょうか。

○八下田委員　飯塚さんの意見と多分近いかなと。ちょっと表現変えてと、表現うんぬんまでは私はまだ意見はないのですが、ここにある意味もあるのではないかなと。

○米原委員長　それぞれの役割があることについては、多分竹澤さん、他の方もその必要性を確認されていると思うのですが、このガイドラインをどう使うかという視点では保育者として確認していく中に、主語が別のものになってしまうというのはどうなのだろうかという事かと理解しているのですが。

○長澤委員　私も八下田さんと一緒に入っていてもいいかなと思うのですが、理由としては、流れとして、一番にガイドラインの策定と趣旨があって、ガイドラインの位置づけがあってと、このあたりは行政がきちんと策定の趣旨を語る場所であると思うので、このガイドラインというのは保育者の方が現場でチェックをする、保育者の方がメインに使うものなのですが、ガイドラインとして作成するのは行政側であって、行政がこのガイドラインに沿ってやってくださいね、と言って渡すものなので、保育者がまるまる一から作っていくわけではなく行政が作ったものなので、行政目線の目標や指針等が入っている方がしっくりくると思います。ガイドラインを単独で使うんですよね？

○米原委員長　使う側からすると、保護者、地域、行政の役割というのがまるで質の向上のための園内研修をやっているだとかなんとかと同じ項目に載るのは違和感があるということだと思うんですね。ですので、それを例えば、そもそもこの4、5というような項目からちょっと離して、こういった役割があるんだよということをきちんと示す構成というのも考えられます。それが八下田さんの考えに近いかなと。そうすれば今ご意見いただいた井戸下さん、竹澤さん、皆さんもしっくりくるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○井戸下委員　世田谷区の場合は、質のガイドラインしかないの下についているのだと思うのですが、小金井市の場合は二本立てになっているので、ガイドラインの方に入るのがどうなのかなという気がしたのですが、さっきの八下田さんのように、世

田谷区のようにそこだけ章立てを別にするのであれば、そんなに変ではないかなと思います。

○真木委員 章立てを別にするというよりも、5章の今後の施策の方向性でより具体的にいれればよいということですよ。だから、これは目次なので、4章のところで5番目に入っているでもいいと思うのですが。5章でもっと細かく具体案を出せばいいんじゃないかな。

○八下田委員 5章が見えないから、どんな感じにくるか分からないから、こっちに入れるかそっちに入れるか分からない。

○米原委員長 5章施策の方向性の前のところは、今4章をお読みいただいておりますが、5章施策の方向性についてイメージができないということなので、事務局からお願い致します。

○保育政策担当課長 皆さんの意見をプロジェクターに出しているところであります。もし可能であれば今皆様のお話を伺っているところで、5の(3)にあてたものについて、ガイドラインの中に入れ込むのであれば、6としておく、というお話と、施策の方向性第5章にもっていくというお話と、状況として二つあって、5章の書きぶりが分からないと判断できない、というお話もありましたので、例えばこの5(3)を6として仮置きして、5章の議論の時に取るか取らないか、という形はいかがかと思いますがいかがでしょうか？

○米原委員長 まずは事務局の提案にあったように、それぞれの役割というのが、ここでいう項目6として、世田谷のを参考にすれば、この6の部分だけは、保育者がどうこうというだけでなく、関係する保護者、行政、地域の事が書いてある、というちょっと独立した項目としてとらえる、作っていく、というふうにしていくのはいかがでしょうか。

○大越委員 世田谷を見ると10ページの運営体制のところの中の項目として、それぞれに求められることというのが11ページに続くのかなと。

○米原委員長 世田谷区の保育、の次、Ⅲにチェックリストがついているのがありますね。なので保育所に求められる、保育としての項目と、基本保育所等がチェックする項目と、事業者、職員、地域、世田谷区に求められること、ということで分けて。繰り返しになりますが、こちらで提案しているそれぞれの役割、5の(3)のところを別立てにして、それまでとは視点が違う項目としてあげるということで、進めたいと思いますがいかがでしょうか？

○真木委員 質の維持向上の部分では、これはそれぞれの役割というのは入れておいていいと思います。5の(3)で。別立てではなくて。それを施策の5章で載せているという感じで。一応このⅣにはなっていますが、それを具体的にと言う意味では、もっと次の5章で具体的に。もっともっと具体的にしないといけないこと、もっといっぱいあると思うんですよ。これは目次だから、色々な事を網羅していればいいんじゃないでしょうか。その裾わけということを施策のところできっと押しさえればいい。

- 米原委員長　先ほど実は提案したのですが、役割となると主体が広がってしまいますので、連携ということで、5に残す場合は主体は保育園である。保育園が地域等と連携をする。それぞれの役割、主体が保育者ではない部分に関しては、別立てにする。それが今真木さんがおっしゃっていたような、施策の方向性に入れる可能性は残しつつ、とりあえずは別立てにするということですね。という提案をしたいと思いますがいかがでしょうか。
- 真木委員　保育の質向上、保育、とこだわってそこに固執してしまうから余計に見方がややこしくなっていると思います。なのでこの文言はそのまま入れておいて、保育者だけではなく、やはり周りの地域等もからんでくるし、理解の仕方が変わってくると思うのですが、保育者だけが利用する、とかではなく皆で利用すればいいことであって、そこにこだわるから余計ややこしくなると思います。
- 米原委員長　ただ、これまでの議論の中で、保護者も含めて色々な利用方法があるということは重々分かるけれども、このガイドラインについては保育園・保育者の利用を第一前提とするということで、進めていただいていますので、項目立てとして考えるとしたら、ある程度の整理は必要だと思いますので、内容のことを考えていくと、また色々あるかと思いますが、今の段階では項目を仮において、基本目標や内容の方にかわる話として進めていきたいと思っています。
- 長澤委員　5（3）の話は、世田谷区をイメージして入れられたというのは、じゃあその前後に1．2．3．4の流れも全部何か考えられた上でⅢを参考にされたと思うので、そもそもの考え方として、1．2．3をどういう位置づけにしようとして考えられたのか。そもそもの考え方を教えてください。
- 保育政策担当課長　完成版としてお出ししているという考えはないのですが、この5の考え方なのですが、基本として4が保育実践、保育の内容にかかる部分で、指針の部分に特に近づけて考えていました。5については、実際の保育の内容というよりは、それ以外の、職員以外が行う取組、（2）は園が行う取組、（3）がそれ以外を含めたそれぞれの取組、4番がこのガイドライン自体の活用方法、ということで、保育者自身が個々に行っていくものが4番、もう少し小さくくりの部分であるとか、研修やスキルアップ、そういうように分けたという事になりますので、あとは4つの自治体の項目の位置等も参考にしながら置かせていただいたという考え方になりますので、長澤委員から言っていただいたような明確な線引きを、この4つの中でしたわけではない、という形にはなるかなと思います。
- 米原委員長　もちろん案として出しているのですが、もちろん委員長である私も、保育者目線での理解で話を進めようとしておりましたので、今でも視点が、項目ごとによって変わってしまうのは、構成としてはよろしくないと思います。これについてのご感想も今いただきましたが、それは本来委員の皆さんで話をさせていただくので、先ほどご提案しましたが、こちらの方がいい、もしくはとりあえず仮において、先に進む等ご意見いただきたいと思っています。
- 吉岡委員　今のお話を聞いていて感じたのですが、（3）も4の（4）に入れて、ようするに、目指す保育・大切にしたい保育なんですよ、それぞれのその主体という

か、ようするに、保育の質の向上のためにそれぞれの役割、例えば地域、市民、行政であったりという部分でくくるのであれば、かえって4の方に(4)として項目として入れる、で、今お話聞いていると、5は組織が職員に対して色々働きかける、それで質が維持向上していくという中身なので、そもそもの章立ての中に入っていくのは、話を聞くとちょっと違うのかなと。5の流れでいくと、運営側というのでしょうか、それがどれだけ、職員に対して質の向上をさせる取組を行っているかということなのだと思うんですね。それで、(3)保育の質の維持向上のためにそれぞれの役割を、というのは支援者側と運営側、組織としてどういう役割があるのかということになっていくようになっていたのではないかと思ったのですが、この部分を今の説明を聞くとすっと入ったのですが、だからそういった視点の共通認識をした上でどこに持って行くかということを考えて方がいいのかなと。6章で立てるのであればそれでいいでしょうし。だから、運営する側も意識してやってくださいということ。

○米原委員長 項目4が保育の実践ということで、いわゆる直接支援ですね。保育の実践。5番に関しては組織としてどのような取り組みをしているのか、そういう共通理解が出来るか。それはいかがでしょうか。ここで確認してみたいと思います。

○福元委員 今委員長がまとめたのを聞いて、同意しているところです。皆さんのお話を伺っていて、おそらくこの世田谷区の11ページIVの部分とを、このままもし同様の書き方で使うのであれば、おっしゃるように5(3)にいる位置づけというのが、主体は誰なのかと言う、読み方を混乱されることになるので、避けた方がいいと思います。ただ、私は(3)に入っているのもいいと思っていて、というのは、先ほど委員長がおっしゃった、世田谷区の11ページで書かれているような事業者、職員、保護者、地域それぞれの役割というものを提示した上で、じゃあ園・保育所はそれらとどう連携するかという観点でのガイドラインというか、活用していくという事が、そういう書き方にすれば(3)の中に位置づいていてもおかしくはないのではないかと思います。ですので、そういう方法もいいかなと思いました。

もう1点、(4)ガイドラインの活用方法、とありますが、方法という文言はやめて、ガイドラインの活用という形の方が柔軟な書き方が出来るのではないかと思います。

○米原委員長 基本的に皆さん、考え方に関して大きな意見の相違があるというようには受け取っておりませんが、そういった理解でよろしいでしょうか。今福元さんからあったとおり、保護者、事業者、行政の役割について別に示して、その連携をどうやっているのかということで(3)は残してもいいのではないかと。そう考えると、それぞれの役割というのは先に示しておかないと、項目としてそれが下にある方が自然ですので、配置についてはこちらで検討していきますが、方向性としては、今の議論であったように、今の説明の流れで進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○大越委員 結局どうなったかが分からないまま進むところがあるので、次回教えていただ

けるのか…。

○保育政策担当課長 一応こちらの記録のところ、これまでの議論で確認させてください。

ガイドライン目次の29、目次（案）として出させていただいた項目について、とるものは基本的になかったかなと思います。それぞれの項目についての考え方はいくつか意見がでて、全て一致できたものではありませんが、この項目でいったん仮置き、というような形の意見の一致はみたかなと思っております。その中で確実に同意が得られたものとして4（2）③について、4（1）④に移動するという、それから5（3）は考え方が4パターンほどあったかと思いません。

- ・第5章に持って行くという考え方

- ・（3）ではなく6として立ち上げるという考え方

- ・（3）のに置いておく代わりとして地域との連携等、保育者が主語となりうるような考え方にするという考え方

- ・今申し上げた3番目と4番目、それぞれの役割という部分を出しつつ、地域との連携の部分も加えていくという折衷案

これらの4点が主に議論の中で集中したかと思っておりますが、概ねその部分については第5章がどうなるかというお話もあったかと思っておりますので、そういう余地を残しつつ、合意を得たというお話ではなかったかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○米原委員長 繰り返しますけれども、委員長からの提案としては、それぞれの役割は別項目で置くこと。保育所当事者目線からした連携については残すこと。という提案をさせていただいております。これに関しては仮置としてご同意頂いたという理解をしておりますが、それでよろしいでしょうか。ということは事務局から説明のあった4つというよりはもう少し絞られている、明確になっているような理解をさせていただいてよろしいのではないのでしょうか。仮置です。例えば、役割主体が事業者ですとか行政というものに関しては、保育実践の前に置いて十分大切な内容だと思いますのでこういったことが考えられます。

○真木委員 保育所保育指針から引用したものが（3）なんですよね。みなさんの話からだんだん筋がずれてくるのかなと感じております。ちょっと文言を読みます。職員の資質向上に関する基本的事項というものの2番目に入っている。（1）の方は保育所職員に求められる専門性という部分で細かくなっている。（2）の方で保育の質の向上に向けた組織的な取組というので、「保育所においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身につけられるよう努めなければならない。」と書いてある。

○米原委員長 保育所が務めなければならない。ということでこれは運営体制の中に含まれるということですよ。

○真木委員 で、そういうこの揺るがない指針があるんですよ。たぶんそこから事務局の

方たちは引っ張ってきたと思いますが、ここに世田谷の細かいものが入ってくるからよけいやこしくなってくる。これを参考として見たら良いのではないか。参考としてみて具体的なものをつけるときにこれを参考につければ良い。世田谷の方を重視するとなんかグラグラします。保育所保育士指針を重視するのであればなんの問題もない。

○米原委員長 意見をいただきましたがいかがでしょうか。混乱は避けたところですので、ガイドラインとして主に保育所・保育者が主体であるものはまとめる。ただ、これから本来は議論していきたい基本目標のところでは保育を支えるのは保護者であり、地域でもあるところに関する5-3にあったそれぞれにあった役割というもの別立てにすることによってはっきりさせる。世田谷云々ということではなくてそもそも基本目標のところでは保護者・保育者への係わりで地域環境を挙げて来ているのでそれを活かすということで項目を分けて置いていくという方向性で行きましょうか。

○長汐委員 今みなさんから出していただいたご意見の中に結構大事なことがあったと思います。それは文言の修正といいますかたとえば4の目指す保育・大切にしたい保育・実践でなく保育に必要なことだとかにするとわかりやすくカバーできる。福元先生から出たガイドラインの活用方法の方法をカットすればもう少し跡がつきやすい。いろいろ具体的なものが出たのでそれも含めて今回のお話し合いの結論ではないけれど到達点と言いますかね。そういうものとして受け止めたいと思います。

○竹澤委員 項目の話はこれで終わりですか。

○米原委員長 そうですね。一旦ここで、形を提示しないまま進めても、みなさんが整理できないまま話が進んでいくと思いますので仮置をさせていただくという提案をさせていただきます。

○竹澤委員 今まであがってこなかったことですがもしも申し上げてよろしいでしょうか。

○米原委員長 はい、お願いします。

○竹澤委員 3の小金井の保育というところから下ですね。4から下は保育指針にほぼ則った形で項目建てをしているというお話だったのですけれど、小金井市立保育園の保育内容というのをせつかく小金井が積み上げてきた大切なものだと思うのでこれも併せて見ているんですけれども、これに載っているのではひとつ項目が抜けているのが保育の計画及び評価という部分で保育所保育指針にも載っているところなんですけれどももしこのガイドラインを職員の研修とかに使う場合にこの保育の計画及び評価という項目があったほうが職員の研修とかに保育所保育指針のダイジェスト版みたいに使っていくようなことだったら、保育所の先生方に必要があるのかどうかと言うのをお聞きしたい。

○米原委員長 計画と評価というのが指針に載っているけれども、今回のガイドラインに載せるべきかそうでなくてもよいのか。というご質問かと思いますが。

○真木委員 自己評価とかそういうことにも関連して行くと思うんですけれども、職員の資質向上のための取り組みという部分にそれも含まれているのかなと思います。自己

評価もさることながら保育園って第三者評価も受けなければいけないし、いろいろなところでいろんな評価を実際に受けている。それも含まれているのかなと思います。

○南雲委員 真木委員と同じ意見ですけど。評価という部分については、5に入ると思いますが、5章で具体的にしたら…。目標の中に入れたほうがいい…。

○竹澤委員 目標って言うのではなくって、項目建てを4の目指す保育・大切にしたい保育に必要なことになるのかわからないんですけど…。その上に保育所って保育計画を立ててそれに基づいた保育を実施して、それを保育計画にしたがってできてるかどうか自己評価を繰り返す中で保育を良くしていくというのが保育指針の前の方に出てきていて、保育計画って保育所の先生方にとって大きなものなのかなと思って保育指針を読んでいたんですけども、保育計画を立てること、それに照らして自分の保育はどうだったかという振り返りをするってというのは、一つの項目として保育所がやっていくこととしてチェックリストみたいのをやっていくのほうがいいのかなと思いました。

○米原委員長 ひとつ付け加えますと、それは最低限にやらなければならないことで、やらないと自治体から指摘を受けると言うもので、そこをどのように項目立てしていつてチェックリストとして活用する視点で見るといかがでしょうか。今回載せるべきなのか、そぐわないのかそぐうのかという視点でお答えいただければ参考になるのかなと思います。

○真木委員 保育所っていうのは、行きあたりばつたりの保育をしているのではなくて、幼稚園もそうなんですけれど、ちゃんと全体的な計画っていうものがあって、保育の方針・理念すべて含めて計画がちゃんとあるんですね。保育計画があって非常に乳児保育も含めると細かいんです。計画を立てるときに必ず保育所保育指針や幼稚園教育要領、いろんなものを参考にしながらやる。なんでこういうふうなものは必須です。これをもって保育計画を立ててる形です。説明するとすごく時間がかかるんですけども、計画には長期と短期というのがあって、長期というと年間計画とかなんですけど、短期になると月案・週案・日案、非常に毎日の活動を書いて振り返りの反省もある。次の課題もあって、必ず事後評価も振り返りをしているんですね。それでも足りなくて、学年ごとの反省もあるし、半期反省会とか半年振り返りとか、年間反省会いろいろある。かなり細かいものでやっている。それも上の方からの指示・指導でやってるんですけど、それは私達は当たり前だと思っている。でも、そういうものを存じない方が、行きあたりばつたりの、その日暮らしの保育かなって、保育っていうのはそうじゃない。保育内容にも全部すべて健康及び安全ところにもすべて関連している。先程から出ている4(2)健康及び安全のところの「配慮を必要とする子どもの支援」は、障害児保育だけでなく、ADHD注意欠陥そういう子たちが高いところから飛び降りてケガをしたらどうするんだというので、この安全のところに入っていき、そう思います。例えば障がいを持った子のことを保育内容の方に出すのもそれもいいと思うのですが、ここにもそれは必要かなと思います。

- 米原委員長 計画と評価については、ここには項目立てはないですけども。
- 真木委員 全てに含まれているので、特に項目立てする必要はない。
- 井戸下委員 私がいる園は認可外保育施設でしかもすごく小さい園なんですけど、それでも保育士は保育計画を作ってやっています。なので今竹澤委員がおっしゃってくださったのは、私にとって盲点だったっていうか、もう当たり前過ぎて項目がないことにあまり疑問に思わなかった。言われるまで気づかなかった。保育をしている人からしたら当たり前過ぎて、真木委員がおっしゃったように5（1）の職員の資質向上のための取り組みの中に評価も入れればいいのではないかと思うんですけど、保育士が第一番に使うと言っても、ほかの方も見るということを考えて一言あったほうがいいのかなどという気がいたしました。
- 米原委員長 項目立てというよりは、記述は必ず必要だということですね。
- 井戸下委員 どこかにその内容を入れる。それを別に項目としてさけると言うのは、今は考えがまとまらないですけど。内容がどこかに入っていれば、計画を立てるということが文言として入っていれば良いかなと思います。
- 竹澤委員 認可の保育園は、こういうことは当たり前前に計画を立ててらっしゃるというのは、私もそのとおりに思って発言をさせていただいたつもりなんですけど、このガイドラインを作る目的っていうのは、どこの保育施設に行っても質の高い保育を受けられるためにガイドラインを作るんで、認可保育施設は当たり前のことだと思うんですけども、いろいろ耳に入ってくるような保育施設も計画を立ててそれをやるっていうことができていないところも、わずかだと思いますが、ないことはないのかなと言う感じもお母さん方のお話の中からも受けることがあって、そういうところも計画を立てて実践をしていく保育を目指してもらいたい。標準として保育施設って言うのはこういう保育をしているっていうことを項目立てしておくことも、保育園には必要とは思うんですけども、項目は必要なのかなと思います。
- 米原委員長 もし項目立てをしてチェックリストのようなものにするとうあまりたくさんにはならないので、例えば保育内容の中に計画・評価、家族支援につながるんですけども計画をきちんと保護者に開示しているのかというような、目次の中の更に下に入れ込むということではいかがでしょうか。必ず忘れないように入れてください。進める中でこういったこともということが出てくると思いますので、ぜひご意見を出していただければと思います。目次の案に関しましては、できるだけ早く仮置したものをお示しできればと思いますけれども。今回これでコミットさせていただきたいと思います。基本目標その他については次回以降にご議論していただきたいと思います。事務局より会議の議題と進め方についてご説明・ご提案いただきます。
- 保育政策担当課長 それでは次回の会議の進め方についてご提案させていただきます。次回につきましては、本日お配りしました基本目標の部分からスタートいただきたいと思います。その後、基本目標まである程度固まった時点で、大変恐縮ですが、事務局の方でガイドラインのたたき台の作業の時間をいただきたい

と考えております。それに当たりましては、皆様の方でこの間若干お話をいただきました全体構成、第5章の部分についてご質問やご意見も頂いているところがありますので、基本目標のところまで仮作成が終わった段階で事務局の方でガイドラインたたき台の作業時間をいただく代わりに、第1章、第2章、第5章の部分について次はご議論いただきたいというふうに思っています。次回の議論の状況にもよりますが、事務局の方で次回の資料として第1章、第2章、第5章のところについてもこちらの作業状況にもよりますが、お示しできる部分については資料としては先にお示しをさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○米原委員長 事務局から次回以降の説明・ご提案がありました。本日、目次の議論を頂いたものの細かい更に下の項目については、案を作るのに時間がかかるということで、全体構成の第1章、第2章、第5章について次回ご議論いただきたいというのですが、それについてご意見いただけますでしょうか。

○大越委員 いろいろなところに章が行って飛び飛びになってわかりづらくなるものもありますし、一から作られる形になりますか。ガイドラインに細かいところ、時間がかかるのは4の実践のところですか。

○保育政策担当課長 時間をいただきたいと申し上げたのは、4それから5の部分にかかってくるかなど、各自治体のガイドラインに共通する部分が中心になるかと思えますけれど、こちらの部分についてどのように表現させていただくかについて、項目だけとは状況が異なりますので、作業時間をいただけないかということでございます。

○飯塚委員 ガイドラインのたたき台を作るという話だったんですけど、何を基にするのか今の段階で考えていますか。

○保育政策担当課長 基本的には項目立てがある程度固まりましたので、こちらの方でお示ししております4つの自治体をベースに鋭意考えたいと考えております。

○飯塚委員 4つの自治体を基にというお話だったんですけども、それに加えて以前頂いた小金井市立保育園の保育内容というのもぜひ参考にさせていただきたいと思えます。小金井市で市立の保育園も工夫してやってらしたこともまとめられていると思うので参考にさせていただきたい。

○保育政策担当課長 公立保育園の保育内容についても併せて参考にしたい作業に入っていきたいと思えます。

○竹澤委員 チェックリスト方式にするのか文章方式にするのか結論が出たのでしょうか。

○米原委員長 出ておりませんので、それもたたき台の議論をする前提としてお示しすることになると思えます

○保育政策担当課長 そちらの部分の作業量もいただく部分もあると思っております。チェックリストの部分を入れない形から作業に入っていくことになっていくと思っております。チェックリストのある自治体の部分を基にしてチェックリストを入れる形でお示しするか、もしくはチェックリストを入れない段階でご議論いただく形になるか。作業スピードと状況によってご相談させていただきたいと思えます。

- 米原委員長 形については、改めてこの委員会で議論するという事とということですね。
- 大越委員 理念の仮確定は、いつ説明をいただけるのか。
- 保育政策担当課長 こちらとしては、ある程度まとまったものは準備していますので、次回出させていただいて、事務局の方では不確定ではありますが若干余地を残した部分もあったかな思っていますので、次回、第1章、第2章、第5章と併せてお示しさせていただければと思います。
- 大越委員 以前に講師をどなたか呼んでいただいてガイドラインの活用について共有したいという話をさせていただいたと思いますが、その進捗といつ頃やるかについてを教えてください。
- 保育政策担当課長 そちらについては誠に申し訳無いのですが、一旦ガイドラインのところから全体像のところと離れさせていただきますので、今後の会議の状況の中で間違いなく準備させていただきたいと思っております。ガイドラインの中身にこのまま入っていける準備が事務局の方で整っておりませんので、ガイドラインの内容に入るまでの間のどこかで機会を設けさせていただきたいと思っております。
- 米原委員長 それでは次回の日程について事務局の方から確認をお願いします。
- 保育政策担当課長 次回の日程については、10月30日（水）の午後7時からとなります。なお、次回の開催場所は801会議室になりますのでよろしく願いいたします。
- 米原委員長 長時間ありがとうございました。以上で本日の会議を終了いたします。